2001.12.17 初版
2002.3.12 第 2 版

フロン回収破壊法第66条（表示義務）に関する建機工の対応

社団法人 日本建設機械工業会
技術製造委員会

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法、平成13年6月22日公布）」の施行に伴い、特定製品の製造業者等には当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすくかつ容易に消滅しない方法で、フロン類の回収に係る事項を表示する義務が生じます（同法第66条）。

（社）日本建設機械工業会では中央環境審議会・産業構造審議会WGで示された例、および日本冷凍空調工業会の案を参考に、第1種特定製品に属する建機の表示例をまとめました。各社で対応を推進して頂きたくご案内申し上げます。

1. 法律の概要

（1）目的

フロン類（CFC,HCFC,HFC）の大気中への排出を抑制する。

（2） 表示対象

①平成14年4月1日以降に販売する「特定製品」（輸入車を含む）

なお、平成14年3月31日以前に、フロン類が充填された特定製品を出荷し、又は引き渡す場合においても、法制定の趣旨及び法に規定されている事業者の責務規定に鑑み、できるだけ早期に同様の表示を行うことが望ましい。

②「特定製品」の定義

・「第1種特定製品」：業務用冷凍空調機器

大型・小型特殊自動車は「第1種特定製品」に指定された。従って、ほとんどの建設機械は「第1種特定製品」に含まれる。

・「第2種特定製品」：カーエアコン

特種用途自動車のクレーン車、高所作業車等の車両運転席側のカーエアコンは、「第2種特定製品」である。なお、作業席側のエアコンは「第1種特定製品」である。

③「第1種特定製品」と「第2種特定製品」の違い

・第1種: 廃棄者は、フロン類を回収業者に引渡し、破壊費用（回収・運搬・破壊費用）を負担。回収業者はフロン類破壊業者に引き渡す。

・第2種: 廃棄者は使用済み自動車を引取業者（ディーラ等）に渡し、処理費用を負担。自動車メーカ等はフロン類を回収業者から受け取り、破壊業者に引き渡す。

（3）表示を行う者（第1種特定製品の場合）：経済産業省の通達（平成 14･02･21 製局第 4 号）による

以下の場合に応じ、それぞれ定める事業者が責任を持って表示を行う。

①第1種特定製品製造業者が工場等でフロン類を充填する場合は、当該製造業者。

②フロン類が充填された第1種特定製品を輸入する場合は、当該輸入業者。

③第1種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充填を行う場合は、当該充填を行う者。

（注）建設機械等の製造業者が、第1種特定製品を取り付けてフロン類を充填するのは、③に該当する。

④①又は②の場合において、第1種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の調整（追加充填）を行う場合は、製品製造業者又は輸入業者に加え、当該調整を行う者。

（4）施行期日

平成14年4月1日

（5）罰則

表示の義務を怠るか、虚偽の表示をした者には、10 万円以下の罰金が科される。

2. 機体への表示方法

（社）日本建設機械工業会は以下の表示方法を推奨する。

（1）表示場所

建設機械ユーザーとフロン回収業者の双方が確認できる場所とし、キャブ内のオペレータ席から、又はキャブ入口からよく見える場所等に表示すること。

例：キャブドア内側等

（2）表示ラベル

①既に、機体側に「冷媒番号」と「充填量」が記載されている場合の表示ラベル

ラベル A

フロン回収・破壊法　第一種特定製品

この製品には冷媒として、※〇〇〇〇が使われています。フロン類の冷媒番号及び出荷時の封入量は、※※△△△△に記載されています。
地球環境を保護するため、次のことが法律で決められていますので必ず守ってください。
(1) この製品に封入されている冷媒を、みだりに大気中へ放出しないでください。
(2) この製品の廃棄時は、封入されている冷媒を回収してください。

※〇〇〇〇には、フロンの種類（HCFC あるいは HFC の何れか）が入る。

※※△△△△には、冷媒番号とフロン充填量記載銘版の取付場所を指示。

（注）経済産業省では、従来冷媒番号による表示が行われてきた慣行に鑑み、フロン類の種類として、CFC、HCFC、HFC の別ではなく、冷媒番号のみの記載でも差し支えないとしている。

②機体側に「冷媒番号」と「充填量」の記載がない場合の表示ラベル

フロンの種類が1種類(HFCかHCFCか)の場合

ラベル B－(1)

フロン回収・破壊法　第一種特定製品

この製品に使われている冷媒の種類及び数量

種 類	冷媒番号	出荷時封入量(kg)
○○○	R○○	

地球環境を保護するため、次のことが法律で決められていますので必ず守ってください。

(1) この製品に封入されている冷媒を、みだりに大気中へ放出しないでください。

(2) この製品の廃棄時は、封入されている冷媒を回収してください。

フロンの種類が2種類（HFCとHCFC）の場合

ラベル B－(2)

フロン回収・破壊法　第一種特定製品

この製品に使われている冷媒の種類及び数量

種 類	冷媒番号	出荷時封入量(kg)
○○○	R○○	
○○○	R○○	

地球環境を保護するため、次のことが法律で決められていますので必ず守ってください。

(1) この製品に封入されている冷媒を、みだりに大気中へ放出しないでください。

(2) この製品の廃棄時は、封入されている冷媒を回収してください。

（3）封入量の数値表現

上記ラベル中の出荷時封入量(kg)は、冷媒の過充填による不具合発生防止のため、適正冷媒量を四捨五入して0．1kg 単位にまるめ、かつ幅±0．05kgを付与して表示してもよい。

例：0．73kg→0．7±0．05kg、 0．85kg→0．9±0．05kg

(4)表示内容変更後の再表示

既に表示がなされている第1種特定製品の改造を行い、その結果、表示内容に変更を生じた場合は、再表示を行うことが望ましい。

（5）表示ラベルの大きさ

視認が容易となる大きさとし、寸法は任意とする。

（6）表示ラベルの耐久性

耐候性には十分配慮すること。表示ラベルの色彩や文字の色は各社の基準に従うこととし、特に定めないが、耐候性に配慮した色彩を使用すること。

例：背景色には淡色を用いない／文字色に濃色を用いる／UVカット層を設ける

3．取扱説明書への記載

これまでの説明等では、製品そのものに対する表示義務は発生するが、取扱説明書への記載義務はないと判断される。

しかし、立法精神よりユーザーに対し二重に注意喚起を行うため、各社の取説改訂時期に合わせ（平成14年4月1日の表示時期とは必ずしも一致しなくとも良い）、法律の背景、罰則、回収義務等を含め記載することを推奨する。

以上